

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	身体障害者手帳の交付申請	
根拠法令・条項	<p>身体障害者福祉法第15条第1項 身体障害者福祉法第15条第4項 身体障害者福祉法別表 身体障害者福祉法施行令第4条 身体障害者福祉法施行令第5条 身体障害者福祉法施行規則第2条 身体障害者福祉法施行規則第5条 身体障害者福祉法施行規則別表第5号</p>	
所管課	障害福祉部 障害者更生相談所	
審査基準	<p>身体障害者福祉法別表および身体障害者福祉法施行令第36条に規定する障害に関して、身体障害者福祉法第15条第1項により指定を受けた医師の記載した診断書・意見書により認定を行う。</p> <p>障害認定の可否およびその程度は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号（身体障害程度等級表）により判断し、さらに、厚生労働省社会・援護局から発出されている次の通知を本市の審査基準としている。</p> <p>(1) 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について （平成15年1月10日 障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</p> <p>(2) 身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について （平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）</p> <p>(3) 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について （平成15年2月27日障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	50日
	標準処理期間を設定できない理由	